

答 申 第 6 0 号  
( 諮 問 第 6 0 号 )

平成 30 年 3 月 23 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成 29 年 11 月 20 日付け鎌再第 522 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

平成 28 年 10 月 24 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成 28 年 10 月に修正土地利用計画（案）を作成した事から鎌倉市指令深地第 15 号平成 28 年 9 月 21 日で未公開にした文書の公開を請求する。」に対して実施機関鎌倉市長が平成 28 年 12 月 21 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 28 年 10 月 24 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 28 年 10 月に修正土地利用計画（案）を作成した事から鎌倉市指令深地第 15 号平成 28 年 9 月 21 日で未公開にした文書の公開を請求する。」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成 28 年 12 月 21 日付け鎌倉市指令深地第 54 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 29 年 1 月 4 日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 29 年 1 月 4 日付けで提出した審査請求書、同年 1 月 31 日付けで提出した反論書、同年 7 月 28 日に実施した行政不服審査法に基づく口頭意見陳述、同年 11 月 1 日付けで提出した再反論書及び平成 30 年 1 月 22 日に実施した条例に基づく口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 平成 28 年 11 月 29 日に深沢学習センターホールにおいて、修正土地利用計画（案）に関する説明会を実施し、シンボル道路等について修正土地利用計画（案）の図面で説明している。図面には「※面積・道路幅員は確定したのではなく、今後の関係機関協議等により変更の可能性があります。」との記載があるが、詳細に説明をしている。

イ 当該図面は土地区画整理法に基づいたものではなく、鎌倉市の願望である。従って非公開にした理由に当たらない。

ウ 本件処分に係る公開請求は、平成 28 年 9 月 21 日付け行政文書一部公開決定において非公開とされた未確定の土地利用計画に関する情報に対してである。行政文書一部公開決定通知書の公開しない部分の概要及び理由欄に「現在、修正土地利用計画（案）を策定する前の段階で、審議中の未成熟な情報であり、公表することで、不正確な理解や誤解を与えるおそれがあることから、非公開」とされた情報である。

平成 28 年 10 月に修正土地利用計画（案）が作成されたのだから、それ以降は非公開とする理由はないはずである。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 29 年 1 月 20 日付けで提出された弁明書及び平成 29 年 12 月 18 日に実施された実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠について、大要は次のとおりである。

(1) 各街区の面積について、修正土地利用計画（案）ではおおよその面積をヘクタール単位で表しているが、変更案では図上求積により平方メートル単位の詳細な数値を記載している。各街区の面積は今後実施する街区確定において決定するもので、現時点では未成熟な情報であり、公開することにより不正確な理解や誤解を与えるおそれがある。

(2) 地区北西の住宅街図の区画道路の位置及び街区形状については、修正土地利用計画（案）においても区画道路の位置を図面に掲載しておらず、これらは、今後、実施する換地設計等において決定するものであり、現時点では未成熟な情報であることから、公開することにより不正確な理解や誤解を与えるおそれがある。

- (3) 行政施設等の施設配置については、土地利用計画の検討に際して、街区内に施設が配置可能かどうかを例として検討したものであり、現時点で公開することにより不正確な理解や誤解を与えるおそれがある。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が「深沢地域整備事業の修正土地利用計画（案）」を作成するにあたり、民間事業者ヒアリング、学識経験者ヒアリング及び庁内調整を行うために作成した資料であり、ケース1から4の4パターンの図面で構成されている。

(2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

イ 審査請求人は、実施機関が開催した修正土地利用計画（案）に関する説明会では、修正土地利用計画（案）の図面を使って説明していることから、第6条第3号に該当しないと主張する。

ウ 当審査会が、いわゆるインカメラ手続により本件対象文書を見分して審理したところ、各街区の面積は平方メートル単位で記載され、行政施設の位置、名称及び区画道路の位置が明確に記載されていた。

エ 本件対象文書は修正土地利用計画（案）が作成される以前に作成されたものであり、本件対象文書を元にして作成された同案は既に公表されてはいるが、現時点においても計画は確定していない。

オ このことから、具体的な行政施設及び区画道路の位置や各街区の面積の詳細についての未確定な情報が公開されると、誤解や憶測を招き、市民に混乱を生じさせるおそれがあり、当該事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、条例第6条第3号により非公開とした実施機関の判断は妥当である。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 8 / 1 0 / 2 4	行政文書公開請求書が提出される
1 1 / 7	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
1 2 / 2 1	行政文書一部公開決定通知書送付
2 9 / 1 / 4	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：再開発課）
1 / 2 0	処分庁が弁明書を提出
1 / 3 1	審査請求人が審査庁に反論書及び口頭意見陳述申出書を提出
7 / 2 8	口頭意見陳述を実施
1 1 / 1	審査請求人が再反論書を提出
1 1 / 2 0	審査会に対し諮問
1 2 / 6	審査請求人から意見書及び口頭意見陳述申立書を受理
1 2 / 1 8	第 9 1 回 審査会で審議 （処分庁からの口頭による決定理由説明）
3 0 / 1 / 2 2	第 9 2 回 審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述）
2 / 1 9	第 9 3 回 審査会で審議
3 / 2 3	答申（答申第 6 0 号）